

面整備事業による整備時期が確定した民間住宅等用地の割合

	計画全体(A)		うち整備時期が確定した宅地数(B)	
			今回発表時(平成25年6月末)	
岩手県	(防集:88地区)	8,743	(防集: 88 地区) ※1	8,148
	(区画:17地区)		(区画: 14 地区) ※2	
	(漁集:29地区)		(都決済: 15 地区) (漁集: 29 地区) ※3	
整備時期が確定した宅地の割合			93.2%	
宮城県	(防集:186地区)	13,027	(防集: 186 地区) ※1	10,561
	(区画:28地区)		(区画: 13 地区) ※2	
	(漁集:5地区)		(都決済: 25 地区) (漁集: 2 地区) ※3	
整備時期が確定した宅地の割合			81.1%	
福島県 ※4	(防集:60地区)	2,501	(防集: 60 地区) ※1	2,501
	(区画:6地区)		(区画: 5 地区) ※2	
	(漁集:0地区)		(都決済: 6 地区) (漁集: 0 地区) ※3	
整備時期が確定した宅地の割合			100.0%	
全体	(防集:334地区)	24,271	(防集: 334 地区) ※1	21,210
	(区画:51地区)		(区画: 32 地区) ※2	
	(漁集:34地区)		(都決済: 46 地区) (漁集: 31 地区) ※3	
整備時期が確定した宅地の割合 (B)/(A) (%)			87.4%	

※1: 防災集団移転促進事業は、大臣同意を得た地区

※2: 土地区画整理事業は、事業認可を得た地区

※3: 漁業集落防災機能強化事業は、市町村において工程を定めている地区

※4: 福島県は、原子力災害により面整備事業の計画が未着手・未策定の旧警戒区域の市町村があり、現時点ではこれらを除いて、計画の同意・認可を得た地区の地区数、計画戸数及び割合を記載している。